

静岡県告示第883号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年11月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|------|--|------------|
| 焼津森線 | 掛川市倉真字落合 5722 番の 6 から 掛川市倉真字落合 5751 番の 4 まで | 令和3年11月30日 |